

令和4年11月28日

美里町長 相澤 清一 殿

美里町上下水道事業経営審議会  
会長 金子 浩一



下水道使用料の見直しについて（答申）

令和4年9月30日付け美下水第440号で諮問のありました公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び地域下水処理場使用料の改定について、下記のとおり答申します。また、下水道使用料の見直しに当たり意見具申します。

記

1 答申

(1) 改定の時期、改定率及び料金体系の考え方について

下水道使用料を改定する時期については、町民への周知期間等を加味すると令和6年4月以降とするべきである。本審議会においては、下水道使用料を改定する時期を令和6年4月とし、そこから5年間の使用料について検討した。

なお、使用料の改定率は、水量区分に関わらず同一とするとともに、公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の料金体系については、これまでと同様に同一の料金体系を採用するべきであるとする。

(2) 公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の改定について

使用料の改定に当たっては、改定に伴う使用者の負担増について配慮しなければならない。また、一方では、地方公営企業の安定的な事業運営を確保できる改定率でなければならない。

本審議会では、これらを加味した上で維持管理費を使用料で賄うことを前提に使用料の改定率を検討したところ、概ね20パーセントの改定率を上限とした。その結果、使用料については、20立米当たり4,400円に改定することを答申する。この改定によって使用料は、令和3年度決算と比較し概ね4,000万円の増額が見込まれる。



### (3) 地域下水処理場使用料の改定について

地域下水処理場は、美里町下水道基本構想によれば将来的に公共下水道に接続することとなる。現在、地域下水処理場使用料の水量区分は、ほかの使用料と異なる水量区分としているが、ほかの使用料と同一の水量区分とするべきであると考ええる。

次に、地域下水処理場は一般会計で運営される事業であるが、その使用料は、ほかの使用料と比較し安価な料金設定としてきた。しかし、経営状況は、維持管理費を使用料で賄っていない状況にあり、今後の見通しも変わりはない。そのため、使用料の改定については、維持管理費を使用料で賄うことを前提にした公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の改定を考慮した上で、段階的に複数回改定するものとする。

1回目の使用料の改定率については、現行の使用料と比較し概ね20パーセントの改定率を上限とした。その結果、使用料については、20立米当たり3,210円に改定することを答申する。この改定によって使用料は、令和3年度決算と比較し概ね250万円の増額が見込まれる。

2回目の使用料の改定率については、現行の使用料と比較し概ね40パーセントの改定率を上限とした。その結果、使用料については、20立米当たり3,740円に改定することを答申する。この改定によって使用料は、令和3年度決算と比較し概ね500万円の増額が見込まれる。

## 2 意見具申

下水道事業は、下水道の利用者が支払う使用料と国が示す地方公営企業に関する繰出金等に基づく一般会計から繰り入れられる収入で賄う必要がある。

美里町の下水道事業は、平成28年度に地方公営企業法を適用した会計方式としたが、その後も引き続き一般会計から経営支援策として国が示す基準を超えた繰出金等が繰り入れられている。更には、第2次美里町下水道事業経営戦略の策定を機に、一般会計から更なる経営支援が行われている。そのため、一般会計の財政運営は、今後より一層厳しいものとなることが見込まれている。

本審議会は、こうした状況下において、下水道の利用者が負担すべき使用料について検討し、答申したものである。

しかし、美里町の下水道使用料は、宮城県内で高い水準となっていることから、一般会計の財政見通しの状況に応じ、使用料の改定による利用者負担についてできるだけ軽減策を講じられたい。具体的には、使用料の改定に際し改定率の抑制や段階的な改定等、利用者の負担軽減策を模索するよう求める。

なお、長期的な視点に立てば、将来負担の軽減を図る必要があることから、費用の抑制や建設計画の規模見直し、その財源となる地方債発行の抑制について

も十分に検討するべきである。

最後に、下水道使用料の見直しについては、消費税率の改定による金額の見直しを除けば、平成22年の改定から一度も行われていない。今後、使用料については、経営の健全化の観点から5年に一度を目安に定期的な見直しの検討を行うべきである。